

# 介護福祉士資格取得費用の助成事業

世田谷区では、介護人材の確保及び育成・定着を支援するため、介護福祉士の資格取得にかかった費用の助成をします（予算がなくなり次第終了）。

※令和5年4月1日に様式を変更しています。古い様式はご利用いただけません。

## ◆助成要件◆

以下のすべての要件を満たす方が対象です。

- ① 介護福祉士国家試験に合格し、合格発表後3ヶ月以内に介護福祉士の資格登録を行い、介護福祉士登録証の交付を受けていること。
- ② 資格登録後、6ヶ月以内に本紙添付の【別表】で定める区内事業所等に介護職員等として就労していること。  
※ 研修修了時、既に就労されている方（働きながら研修を受講した方）も対象です  
※ 申請者の住所地は問いません（区外にお住いの方でも、区内事業所に就労していれば対象です）  
※ 労働者派遣法により就労している方は対象になりません
- ③ 資格登録後、②で就労した（している）区内事業所等で6ヶ月以上継続して就労中であること。
- ④ 登録ヘルパーの方は、③の要件を満たし、かつ従事時間が180時間を超えていること。

### 6か月以上の就労期間の考え方

資格取得前に区内介護事業所等で勤務を開始している方も（資格取得後に勤務を開始した方も）、資格登録の日以降に6ヶ月以上の就労期間が必要です。その後、申請が可能となります。

※資格登録の日から6ヶ月経過していない場合は申請できません。

## ◆申請の期限◆

上記の助成要件をすべて満たした日の翌月から3ヶ月以内。

（例）すべての助成要件を4月に満たした方の申請期限は同年7月末日

※ 郵送の場合は、申請期限内に到着することが必要

## ◆対象経費◆

助成対象となる経費は以下のとおりです。

- A) 介護福祉士受験対策講座の受講料（介護福祉士国家試験の合格を目指すための受験対策講座やセミナー、模擬試験などに要した経費）
- B) 介護福祉士国家試験受験手数料
- C) 介護福祉士資格登録手数料
- D) 介護技術講習料（社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和62年厚生省令第49号）第22条第4項に規定する介護技術講習をいう。）

※ 申請日の3年前の日から申請日までの間に支払った費用が対象です。

※ 実務者研修の助成は当事業の対象外です。「介護福祉士実務者研修受講料助成事業」をご利用ください。

※登録免許税（収入印紙代金等）は対象外です。

## ◆助成金額◆

対象経費A～Dの総額の9割（千円未満切捨て）。※上限額は以下のとおり。

- ① 対象経費がA～Cの場合は、助成上限額は6万1千円です。  
（例）対象経費が4万円の場合、助成金額は9割の3万6千円  
対象経費が6万8千円を超える場合、助成金額は上限の6万1千円
- ② 対象経費がA～Dの場合は、助成金の上限額は11万5千円です。  
（例）対象経費が8万円の場合、助成金額は9割の7万2千円  
対象経費が12万8千円を超える場合、助成金額は上限の11万5千円

※助成金の総額は、令和5年度予算の範囲内となります。

## ◆申請方法◆

以下の書類を郵送または裏面申し込み先にご提出ください。

- ① 申請書兼請求書（区のホームページからもダウンロードできます）
- ② 介護福祉士登録証の写し
- ③ 就労状況を証明する書類（申請書兼請求書の就労証明欄を使用しても可）
- ④ 対象経費の領収書原本（宛名が申請者のものに限る）
- ⑤ 介護技術講習の修了証明書の写し（対象経費Dを申請される方のみ）

領収書等原本は必ず保管しておいてください！

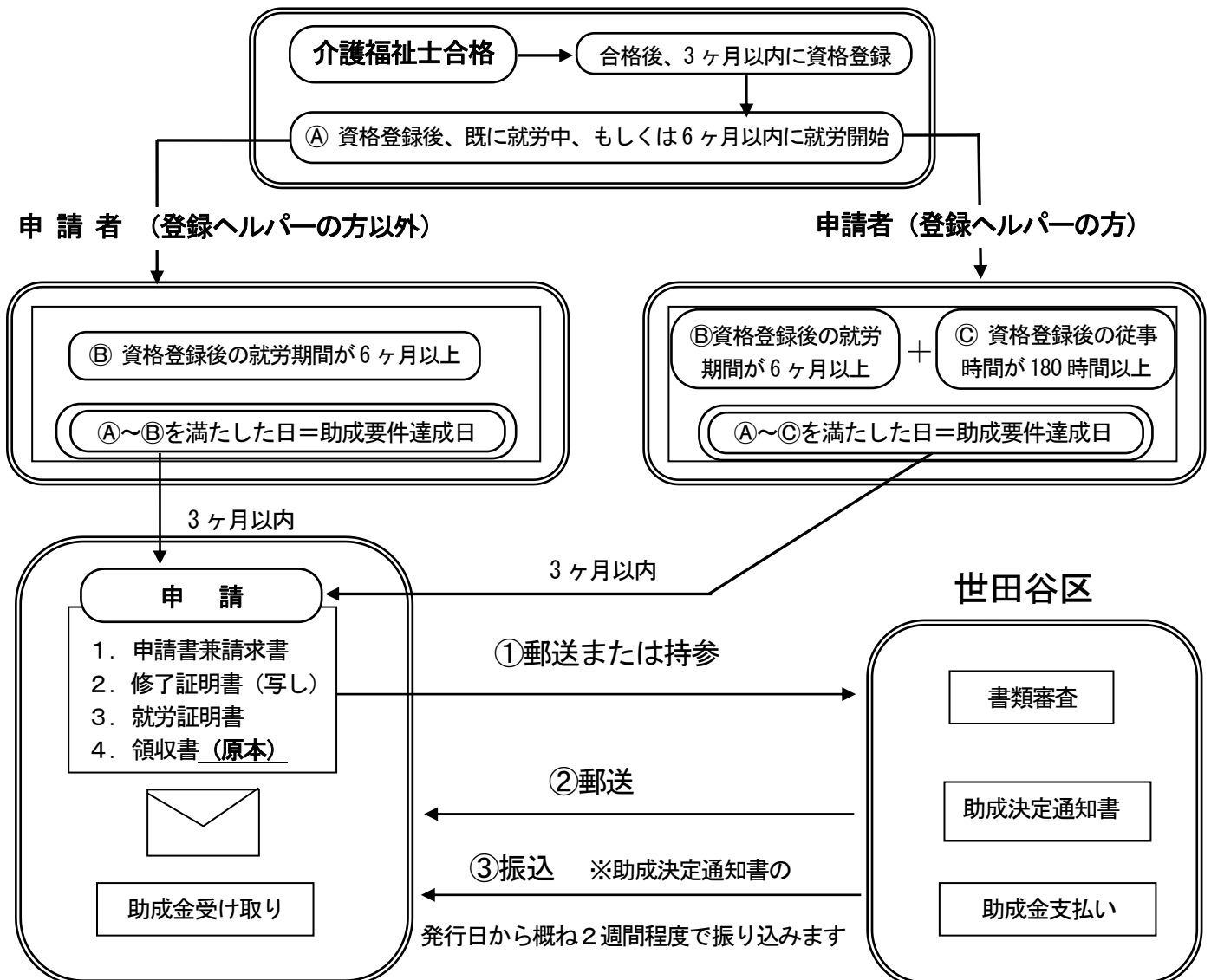
※第33回介護福祉士国家試験（令和3年1月実施）に係る受験手数料及び登録手数料の領収書（払込受領証）はお手元には残りません。（公財）社会福祉振興・試験センター（03-3486-7521）に連絡のうえ、受領証の発行・添付が必要です。第34・35回の領収書（受領証）は筆記試験受験票に印字されています。

※クレジットカードで支払った場合には、領収書等原本をクレジットカード契約証明書にかえることが可能です。※他の研修や講座とセットで受講した場合は、金額の内訳がわかる書類もご提出ください。

## ◆注意事項◆

- ・国や東京都、他の地方公共団体、公益団体等から同種の助成金等を受けている場合は助成対象となりません。
- ・申請書兼請求書は、黒色ボールペンで記入してください（消せるボールペン不可）。
- ・申請書兼請求書の申請者記入欄を訂正する場合は、二重線で訂正してください。ただし、受講料（助成対象経費）の訂正は出来ません。
- ・勤務先から受講料の一部が補助されている場合は、受講料からその額を控除します。
- ・書類上、旧姓と新姓が混在している場合は、同一人物である証明書類をご提出ください。
- ・領収書（原本）が発行されない場合は、クレジットカード契約証明書（原本）もしくは払込受領証（原本）や振込明細書（原本）をご提出ください。

## ◆申請から助成金の受け取りまで◆



別表（第2条関係）

●介護保険法	1	指定居宅サービス	訪問介護 訪問入浴介護 通所介護 通所リハビリテーション 短期入所生活介護 短期入所療養介護 特定施設入居者生活介護
	2	指定地域密着型サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護 夜間対応型訪問介護 地域密着型通所介護 認知症対応型通所介護 小規模多機能型居宅介護 認知症対応型共同生活介護 地域密着型特定施設入居者生活介護 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 看護小規模多機能型居宅介護
	3	介護保険施設	介護老人福祉施設 介護老人保健施設 介護療養型医療施設 ※2024年3月廃止 介護医療院
	4	指定介護予防サービス	介護予防訪問入浴介護 介護予防通所リハビリテーション 介護予防短期入所生活介護 介護予防短期入所療養介護 介護予防特定施設入居者生活介護
	5	指定地域密着型介護予防サービス	介護予防認知症対応型通所介護 介護予防小規模多機能型居宅介護 介護予防認知症対応型共同生活介護
	6	介護予防・日常生活支援総合事業	第一号訪問事業の従前相当サービス (従来の介護予防訪問介護に相当) 第一号通所事業の従前相当サービス (従来の介護予防通所介護に相当)
●老人福祉法	7	老人福祉施設	養護老人ホーム 特別養護老人ホーム 軽費老人ホーム 老人デイサービスセンター 老人短期入所施設
●障害者総合支援法	8	障害福祉サービス	居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 療養介護 生活介護 短期入所 重度障害者等包括支援 施設入所支援 自立訓練 就労移行支援 就労継続支援 就労定着支援 自立生活援助 共同生活援助
●児童福祉法	9	障害児通所支援	児童発達支援 医療型児童発達支援 放課後等デイサービス 居宅訪問型児童発達支援 保育所等訪問支援
	10	児童福祉施設	障害児入所施設
●その他	11	その他施設	高齢者一時生活援助施設

＜ 問い合わせ・申し込み先 ＞

〒154-8504 世田谷区世田谷 4-21-27

介護サービス事業所：高齢福祉課管理係（分庁舎（ノバビル）3階）

TEL 03-5432-2397 FAX 03-5432-3085（月～金 8時30分～17時15分）

障害サービス事業所：障害施策推進課事業担当（第2庁舎3階）

TEL 03-5432-2388 FAX 03-5432-3021（月～金 8時30分～17時15分）

ホームページ：目次から探す⇒福祉・健康⇒高齢・介護⇒介護人材対策事業⇒介護人材対策事業（介護職員・求職者の皆様向け）

# 記入時の注意事項

第1号様式（第4条関係）

令和5年4月1日改正

世田谷区長 あて

申請者記入欄と事業所記入欄を記入した後、日付を記入する。日付は、和暦で記入。

申請日 年 月 日

## 世田谷区介護福祉士資格取得費用助成金交付申請書兼請求書

世田谷区介護福祉士資格取得費用助成金の交付を受けたいので、必要書類を添えて次のとおり申請します。助成決定後は、決定金額を下記の口座にお振込みください。

また、この助成を受けるにあたり、国、東京都、公益団体等で実施されている他の類似の助成を受けていないことをここに申し添えます。

申請者記入欄	申請者	住所	世田谷区 世田谷 〇-〇-〇				
		氏名		日中に連絡できる電話番号	-	-	
	申請する経費の内訳	○	介護福祉士受験対策講座受講料（講座、セミナー）	申請日の3年前の日から申請日までの間に支払った領収書の額を記入※申請者あての領収書を添付する。	講座実施事業者名（株式会社 〇〇〇〇）	受講料（総額）	30,000 円
		○	介護福祉士国家試験			受験手数料	15,300 円
		○	介護福祉士資格登録			登録手数料	3,320 円
		○	介護技術講習の受講			講習実施事業者名（ ） 受講料	円
			発生費用の助成額			0 円	
	振込口座		「介護福祉士実務者研修」は介護技術講習には含まれない。	〇〇〇	銀行・信用金庫・信用組合・労働金庫・農協	申請時に、勤務先から同様の助成を既に受けている方、もしくは勤務先から助成を受けることが確定している方は、その金額を記入	
				〇〇〇		その他の方は、「0円」と記入	
			預金種別	1 普通	2.		
		口座番号	〇	〇	〇	〇	
	口座名義（カナで記入）						

事業所記入欄	就労状況等	申請者先	名称	特別養護老人ホーム 〇〇〇〇	電話番号	-
			所在地	世田谷区		-
	勤務先証明欄	雇用形態（該当に○印）	常勤・非常勤・登録ヘルパー・臨時（パート）・その他（ ）	登録ヘルパーのみ記入	登録ヘルパーとしての従事時間が、介護福祉士資格の登録以降180時間を超えた日を記入	年 月 日
		申請者は、	年 月 日付で当事業所に採用（登録）し、資格登録後の就労期間が6ヶ月を経過した現在も当事業所の介護職員として勤務（登録）していることを証明する。	令和〇年〇月〇日	証明日は、研修修了日から6ヶ月以上経過した日以降の日付	

世田谷区処理欄	提出書	①運営法人の代表者名（理事長、代表取締役社長など） または、 ②勤務先の所属長名（施設長、事業所長など）	私印は不可
	申請書（内容確認）		円
	領収書原本	[ ]	助成決定金額